

令和2年2月吉日

各 位

サイクリングしまなみ 2020 実行委員会

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ 2020」

ブース出展のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本実行委員会では、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ 2020」を、令和2年10月25日(日)に開催させていただき運びとなりました。

本大会は、「サイクリストの聖地」である瀬戸内しまなみ海道を縦断するコースや島々を周遊するコースなど、しまなみ海道の絶景を堪能できる多彩なコースを設定した高速道路や瀬戸内の美しい島々を舞台に行う国際サイクリング大会です。多くのサイクリストをしまなみ海道エリアに呼び込み、交流人口を拡大するとともに、多島美をはじめとした自然景観、受け継がれてきた人々の営みや歴史・文化、温暖な気候と豊かな自然に育まれたおいしい食べ物、そして何よりも瀬戸内に暮らす人々の温かい心を感じてもらえる、瀬戸内ならではの“おもてなし”を行うこととしております。

つきましては、10月24日・25日の二日間、受付会場・フィニッシュ会場となります今治会場及び尾道会場にてイベント会場を設けることとしておりますので、別添のブース出展要領をご確認いただき、希望がございましたら下記のとおり申込みをお願いいたします。

記

- 提出書類：ブース出展申込用紙
- 提出期日：令和2年6月30日(火) 必着
- 提出先・お問い合わせ先

サイクリングしまなみ 2020 実行委員会 今治現地本部 (愛媛県今治支局商工観光室)

794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4-9

TEL 0898-23-2500 (内 333) FAX 0898-22-8598 (担当：渡邊)

E-mail watanabe-kouji@pref.ehime.lg.jp

- その他：出展会場への来場者は、専ら参加者及び地元・地域住民の方々になると想定されますので、ご承知おきください。また、10月25日(日)には今治及び尾道フィニッシュ会場において、主催者としてフィニッシュフードを提供することとしておりますので、併せてご承知おきください。

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ2020」
自治体・自転車関連企業ブース 出展要領

1. 主催及び共催

主催：サイクリングしまなみ2020実行委員会

共催：(協議中)

2. イベント概要

今治会場 大新田公園 (※前日受付会場・フィニッシュ会場)

令和2年10月24日(土) 11:00～17:30 (前日受付 約1,900名想定)

令和2年10月25日(日) 9:30～17:30 (フィニッシュ会場 約2,000名)

尾道会場 しまなみ交流館 (※前日受付会場)

令和2年10月24日(土) 13:00～17:30 (前日受付 約800名想定)

新浜県営上屋 (※フィニッシュ会場)

令和2年10月25日(日) 10:30～15:30 (フィニッシュ会場 約1,200名)

※尾道会場については、前日受付会場とフィニッシュ会場が異なります。

- 協賛企業ブース
- 自転車関連ブース
- 自治体関連ブース (観光PR・物販・飲食)
- 郷土芸能等によるステージイベント
- その他

※開催日時前後に準備・搬入、後片付けがあります。

3. 出展内容

飲食(酒類不可)、自社製品、自社取扱商品、技術、サービスのPR・展示・販売・商談等、各ブースで1種類以上をご準備いただき、出展していただきます。 ※下記に該当するものは出展できません。

- ① 法律に違反するもの。
- ② 公序良俗に反する業務内容、PR活動、商品などの販売。
- ③ 商標・著作権など許可なく無断で使用するもの。
- ④ 国内外の国家、民族など尊厳を傷つける恐れのあるもの。
- ⑤ 政治的または宗教的勧誘のもの。
- ⑥ 著しい臭気・振動・騒音などを発するもの、また薬物・火薬・発火物・爆発物・火器類など危険なもの。
- ⑦ 来場者の個人情報の収集を目的とするもの。
- ⑧ キャッチセールス、押し売りなど来場者を不快にさせるもの。
- ⑨ 指定暴力団の構成員及び準構成員それらに準ずるものによる出展。
- ⑩ その他、主催者側が不適切と判断するもの。

4. 募集小間数

【内訳】

(単位：小間数)

区分	大新田公園 (24・25日)	しまなみ交流館 (24日)	新浜県営上屋 (25日)
協賛企業ブース	50	12	8
自転車関連ブース			
自治体関連ブース			
その他			

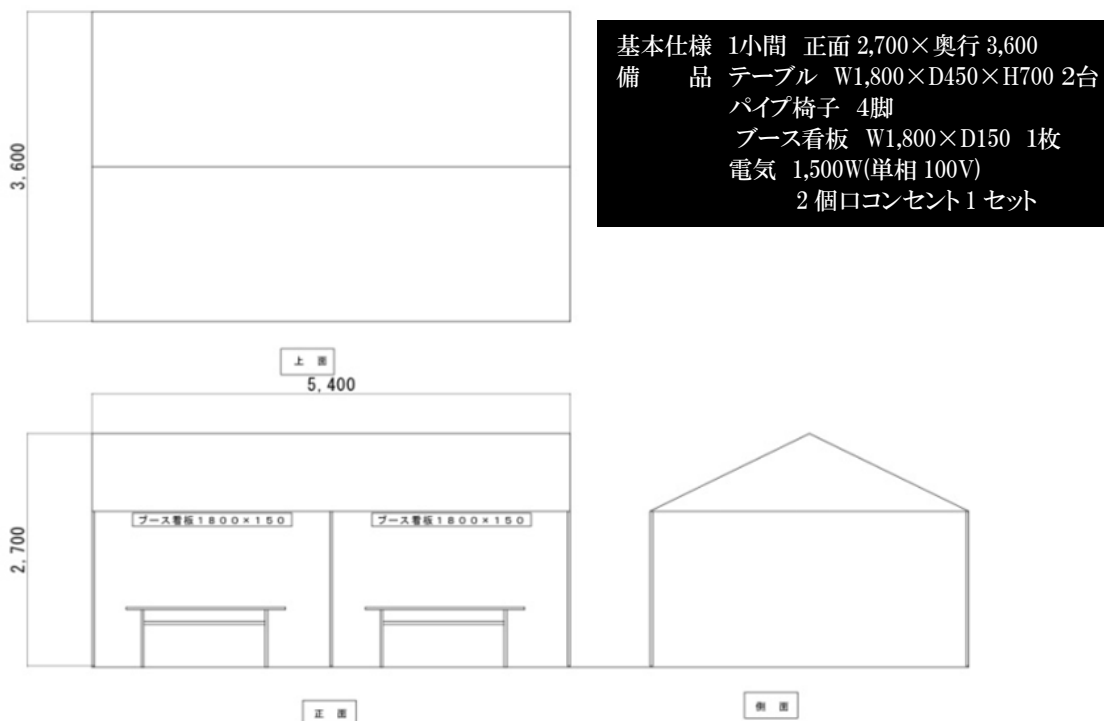
5. 出展料金・小間仕様

- ① 料金：1小間 無料 ※備品の追加分については有料となります。
- ② 仕様：パイプテント1／2張（バックヤード含む 正面2,700mm×奥行3,600mm）
- ③ 無料備品（1小間につき）：テーブル（2台）（W1,800mm×D450mm×H700mm程度）、パイプ椅子（4脚）
ブース看板1枚（W1,800mm×D150mm）、電気（1,500W（単相100V）2個口コンセント1セットのみ）
※電源容量に限界がある為、過度な電気使用はお断りします。タコ足配線厳禁。
- ④ 備品の追加につきましては、下記料金（税別）になります。
テーブル1台 ¥2,000ー ・パイプ椅子1脚 ¥500ー
電気（1,500W（単相100V）2個口コンセント1セットのみ）¥10,000ー
給排水は、共同給排水設備を配置します。その他、器具・設備など別途有料にて受け賜ります。
- ⑤ 主催者において共有の食事・休憩スペースを別途設けるため、テント内の専用食事スペースは設けません。
また、主催者側が指定した出展スペース以外での出展及び物販はできません。

出展決定後の小間配置については、業種のバランス等を考慮して決定します。

なお、出展における営業補償は一切致しません。

●ブースイメージ



6. 出展申込

① 申込方法

所定のブース出展申込用紙に必要事項を記入し、E-mail、郵送、FAX または直接下記②へお申し込みください。

② 申込先

サイクリングしまなみ 2020 実行委員会 今治現地本部（愛媛県今治支局商工観光室）

〒794-8502 愛媛県今治市旭町1丁目4-9

TEL 0898-23-2500（内 333） FAX 0898-22-8598（担当：渡邊）

E-mail watanabe-kouji@pref.ehime.lg.jp

③ 申込期限

令和2年6月30日（火）必着

④ オプション備品の手配・相談に関して

出展者決定後、③の申込期限以降に、大会運営受託業者から、出展マニュアルを送付させていただきます。

7. その他（注意事項等）

- ① 荒天、天災、地変、その他の不可抗力による事業中止（不測の事故や災害等で出展不可能になった場合）の場合や、出展者の損害につきましては一切責任を負いません。
- ② 出展申込者は自団体のテントスペースの一部または全部を有償無償に関わらず第三者または他の出展者に転貸、譲渡、交換、業務委託など「いわゆる名義貸し」はできません。
- ③ 出展者は店舗の撤去に際しては出展前の現状に回復する義務があります。芝生を焦がす等の事態があった場合には、出展者がその損害を填補する義務を負います。
- ④ 主催者は管理者としての注意を持って会場全般の管理に努めますが、出展物等の管理は出展者が責任を負う事とし、主催者は出展物の盗難・紛失・火災・損傷などの損害に対して保証の責任を負いません。
- ⑤ 主催者が指定する搬入搬出時間以外の車輛進入は一切できません。搬入・搬出を含め、10月23日から25日の3日間は出展者様の駐車場を一団体一台限り確保します。利用ご希望の方は許可証を発行致しますので、許可証をご持参の上、御参加ください。尚、主催者が発行する許可証の無い車に関しては駐車できません。ブース出展場所まで車輛での乗り入れは可能ですが（時速10km以下）、常時駐車することはできません。荷物の積み下ろしが終われば速やかに駐車場まで退去してください。尚、今治側は無料駐車場をご用意していますが、尾道側については周辺の有料駐車場を利用させていただく場合があることを予めご容赦ください。
- ⑥ 主催者が不適切と判断した出展者については、その時期にかかわらず改善を求め、場合によっては出展を中止する場合があります。出展を中止された場合には、主催者は、出展者の損害につきまして一切責任を負いません。
- ⑦ 出展者は故意過失にかかわらず、テント等貸出を受けたものに対し、故障などの損害を与えた場合には、その損害を保証する義務を負います。
- ⑧ 出展者は出展周辺を常に清潔に保ち、出展に関連するゴミは自らが処理し、放置してはいけません。
- ⑨ 出展者は必ず価格を表示しなければいけません。
- ⑩ 主催者は本イベントから暴力団を排除するため、警察に出展者の情報を提供する場合があります。
- ⑪ 出展者は本イベントの成功のため、イベントの運営に全面的に協力しなければいけません。また、主催者は大会運営のため、いただいた個人情報を使用する場合があります。

※また、次の場合は出展許可を取り消す場合があります。

ア 出展目的・内容等の変更に関して事前にお申し出のない場合

イ 出展要領に違反している場合、また主催者が使用上諸般の危険が予想されるとみなした場合

ウ 偽りの申請、その他不正手段により出展許可を受けた事実が明らかとなった場合

エ 使用の権利を譲渡・転貸した場合

オ その他、管理設営上支障をきたす、または不適當、不適切と認められた場合

カ 用途目的に反した場合